

ID: 61

担当部署: 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	高根沢町麒麟体育館及び麒麟運動場の設置並びに管理に関する条例 第12条ただし書		
<b>例規番号</b>	平成22年条例第19号		
<b>【基準】</b>			
第12条の規定による。 (使用料の還付)			
第12条 すでに納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。			
(1) 災害その他利用者の責によらない理由により使用することができなくなったとき。			
(2) 使用者が使用期日前7日までに使用の取り消しを申請し、町長がこれを止むを得ないものと認めたとき。			
(3) その他町長が止むを得ないと認めたとき。			
<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和7年3月27日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日